

平成25年度 第2回 岸和田市社会福祉審議会 会議録

会議名	第2回 岸和田市社会福祉審議会
日時	平成26年2月13日（木）午後1時半～
場所	岸和田市役所 職員会館1階会議室
出席委員	松端委員、中井委員、久禮委員、谷口委員、大川委員、稲富委員、 宮本委員、大浪委員、森元委員、吉田委員、羽室委員、上月委員、 清時委員、笹部委員 以上 14名
欠席委員	数宝委員 以上 1名
事務局	小林保健福祉部長、西川福祉政策課課長、庄司地域福祉推進担当主幹、 重田高齢福祉担当主幹、忠野主査、上田障害者支援課長、 藤原保育課長、大倉施設運営担当主幹
次第	1 開会 2 議事 （1）新福祉総合センター基本計画（案）について （2）今後のスケジュールについて （3）その他 3 閉会
配付資料	○次第 ○岸和田市立新福祉総合センター基本計画（案） ○岸和田市立新福祉総合センター基本計画 概要版

【議事内容】

1 開会

- 会議録作成用の録音機使用承諾
- 傍聴者の報告（4名）
- 資料の確認
- 本会議の成立報告（15名中14名出席、審議会規則により過半数以上出席で成立）
- 11月26日開催予定の第2回審議会延期理由報告（事務局から）
  - ※市の計画として位置づけるにあたり、庁内における調整及び合意形成が必要であり市長選挙も重なり相当な時間を要した。
- 議事録承認委員の指名（松端会長が稲富委員、宮本委員を指名）

2 議事

（1）新福祉総合センター基本計画（案）について

事務局から、資料「岸和田市新福祉総合センター基本計画（案）」に基づき計画の概略を説明（略）

## 《質疑応答》

会 長：福祉を推進するためのキーワードは9つであるが、これは委員の意見をもとに設定したのか。

事務局：総合計画をはじめ各種福祉等行政計画から導き出し、委員の意見も反映した。

会 長：キーワードから6つの施設役割と8つの基本的機能が設定され、防災の拠点にも位置づけられている。現施設は避難所にもなっているが、災害時にはボランティアが全国からかけつけるため。災害ボランティアセンターとしての機能も必要になる。日常的には総合相談、健康増進、交流・集会等の機能がある。新センターの整備にあたり、このような機能集約が可能である。他に意見・質問はないか。

委 員：3頁の整備の方針の⑥、「敷地の一部が市庁舎移転の有力候補地にもなっている点も考慮し、整合性を図りながら進める」とあるが、具体的にはどのように進めるのか。

事務局：広大な敷地内に新センターの整備候補地は複数あるが、敷地の一部が庁舎の移転先となった際にも整合性を図ることができるよう考慮しながら整備場所を選定し、老朽化等の問題から、先行して福祉センターの整備を進めることである。

委 員：福祉センターとしてではなく市庁舎として整備する可能性はないか。

事務局：市庁舎は公用施設になり、福祉センターは公共施設であるため、先行かつ独立して福祉センター整備を進める。ただし、今後、色々な敷地活用案が示される可能性があるため、都度、市内部でオーソライズしながら進めていく。

会 長：38頁の配置イメージでは候補地Aが建設位置となっており、敷地図が別館B棟に及んでいる。B棟は壊すことになるか。

事務局：決定ではない。ただ、現段階で施設の形態は不確定であり、多機能な施設となるため配置によってはB棟にかかる可能性があり、当該表記にしている。

会 長：候補地Aに整備後、現在の本館や分館等、別棟配置はなくなるか。

事務局：お見込みのとおり。

なお、整備中は、各棟の機能を停止させない予定である。ただし、敷地内のいずれかに建設する以上、何らかの利用制限が起きることは想定される。よって、整備の進捗状況に応じて極力利用低下を招かぬよう都度配慮する予定である。

会 長：市庁舎の移転が本格化した際、候補地Aに新センターが整備された場合、現本館や候補地B、Cの場所に市庁舎を整備する可能性があるか。

事務局：お見込みのとおり。

委 員：候補地Aの北西の境界線が凸凹であり整備の円滑性に支障をきたすと思われる。隣接している住民等と境界変更などについて話し合いはしたか。

事務局：現段階では現況の敷地で整備を考えているが、今後、交通アクセス等、様々な観点で検討し、全体としてどのような形が必要か検討を要すると考える。

委 員：住民との話し合いはしたか。

事務局：平成25年6月、7月に新センター整備の基本的考えについて説明した。ただし、その時点では具体的な計画案は示していない。今後、素案について説明し、話し合いをする予定である。

委員：地元は、新センターの機能より本館や分館の跡地活用に注目している。地元説明会では、跡地を公園や駐車場にするなどの具体的案を示す必要があると考える  
また、東光校区には公民館機能がなく、福祉センター1階の大会議室を代替利用しているが、同等の諸室は設置されるか。

事務局：34頁の表、「交流・集会」の集会室的施設の整備を考えている。

委員：年間300人以上で運営しているため設置を切望する。

委員：動線について、南西の市道は基本に使用しない旨地元との約束があったとき。候補地Aでは自動車の動線等をどのように考えているか。

事務局：現施設の機能低下を防ぐためには空地地優先となり、Aが有力候補地となる。ただし、現在の入口は北側の門に限られており、入口から遠く、工事車両の進入路等についても十分な検討が必要と考えている。進入路は明確になった段階で示す必要があると考える。

市庁舎の移転が不確定であるが故、アクセス問題は福祉センター単体で考えるべきか、市庁舎の移転ありきで考えるべきか、時間を要している。

市の敷地以外を使用する場合、土地購入等の手続きが伴うため慎重にならざるを得ない。計画道路のように法的に進めることができないため、周辺の意向状況も踏まえ検討していく。

副会長：新市長決定後、もう少し具体的に進めると説明があったが、その後の経過は。

事務局：議会質問においてもこれまでのことを基本に進めると回答している。課題は多いが解決して進めていく。

副会長：市長には話をしたか。

事務局：素案について市長に説明し、承諾を得ている。

副会長：以前、委員から3階建てではなく、5階建てがよいと意見があったが、そのような具体的な話はしたか。

事務局：規模等については決定できる段階でなく、階層の話まで至っていない。

副会長：規模については具体的に何も進んでいないということか。

事務局：規模的なものは、市庁舎の移転も考慮して考える必要がある。

副会長：候補地Aが建設場所として最有力であることは理解できたが、施設の規模的なことが一切わからない。審議会に有効性を持たすためにも、具体案を示していただく必要があると考える。また、審議会で上がった意見は市長に伝えていただきたい。

なお、審議会は今年の3月末で終わりか。

事務局：規模的なものは今年度中に一定の案としてまとめる。

なお、委員任期は2年であり、今年度は基本計画策定に取り組んでいただき、次年

度は基本設計、実施設計で示された規模等についてご意見をいただく予定である。

副会長：審議の進捗は遅くないか。平成28年度竣工は間に合うか。

事務局：まず、基本的機能を固める必要があり今年度は基本計画を策定している。規模的なものは、現時点ではファシリティマネジメントの考えに基づき、各部屋の使用形態及び稼働率も考慮しながら部屋の集約について検討している段階である。詳細は設計で決まり、誤った規模等を示すことはできないため慎重に進めている。

副会長：平成28年度竣工であれば建築はいつからか。

事務局：プロポーザル方式により内容を決め、その後、設計で1年程度時間をかけて入札により業者を選定、平成27年度に工事を開始し、28年度にかけて行う予定である。

副会長：建築に1年以上かかると思われる。業者選定、確認申請などにも多大な時間を費やすことが想定され、時間的余裕はないと考えるため、様々な事態を踏まえて迅速に進めていただきたい。

会 長：施設機能が決まらないと規模的なものは決まらない。階層表示などはその後の話である。基本計画は、新センターにどんな役割や機能を持たせるかを示すものであり、設計に入るためのものである。時間的余裕は少ないが、28年度の竣工をめざして、そこから逆算して作業に入ることは可能と考える。

委 員：老人福祉センターに浴場必須との話について、他市の状況調査を依頼していたがその結果は。

また、計画案にも浴場は記載入っているが、基本的機能と対応する施設のどこに含まれるか。

事務局：和泉市、貝塚市、泉佐野市の同センターの浴場を調査した結果、他市では、高齢者が登録して許可証を発行され、料金は無料で利用できる状況である。また、曜日を限定し、週2、3回、午後に開所し、半日で50～100人の利用状況である。

なお、3市とも維持・管理コストが大きくなっており、貝塚市では予算の確保に苦慮している状況であった。

また、公衆浴場法の許可を受けた浴場設置が必須であるため、管轄の保健所にも必要規模等を問合わせしたが、公衆浴場法に基づく府条例により、脱衣室、洗い場、浴槽全体で床面積が550㎡以内という規定はあるが、最小㎡の規定はなかった。なお、プロポーザルで、公衆浴場法に基づく許可施設となるよう設計してもらう予定である。

また、浴場は、拠点づくりの機能ではないため基本計画内の記載からは外した。

委 員：浴場は必置であるが基本計画に記載しないのは、補助金を受けるためだけの浴場をつくるというニュアンスでとらえてよいか。

事務局：そのようなニュアンスではなく、福祉センターの各事業のメニューではないというニュアンスである。

会 長：健康増進、機能回復を図る施設の中に浴場はあるが、施設内の配置イメージには記

載していないということである。

しかしながら、必置施設であるならば、体育館、訓練室、医務室、浴場という並列の表記でもよいと考える。医務室と同じ並びにできないか。

事務局：医務室は保健・健康部門で主要な役割を担っているが、浴場は代表的機能ではないという判断である。必要性は17頁に記載しているとおりである。

委員：貝塚市は運営をやめているか。

事務局：予算に応じて休止、再会を繰り返している模様。

委員：浴場設置後、利用低下等により閉鎖した際、補助金の返還を求められないか。

事務局：補助金交付により設置した施設は維持する必要性が生じる。よって、ランニングコストも踏まえ設計する必要性があると考えている。

委員：公共施設における浴場運営は赤字必至であり、また、近隣の公衆浴場とトラブルになるケースも想定されるため設置後の運用は今後よく検討していただきたい。

なお、補助金目的の設置と捉えられぬよう、計画内の機能項目で必要性を謳っておくべきと考える。

会長：現施設の浴場は、設備が古く使用できないか。

委員：近隣に公衆浴場があり、無料開放について整合性が図れず閉鎖した経緯がある。

会長：貝塚市は休止している期間もあるようだが、和泉市や泉佐野市はどうか。

事務局：開放日を限定して運営している模様。

会長：岸和田市は、設置後に運営しないという判断はないか。

事務局：運営形態は今後検討する。だが、現段階で毎日開所することは確約できない。

会長：補助金交付目的の浴場設置であるとは一切述べておらず、今後、対外的に誤解が生じないように配慮していただきたい。

委員：浴場は、高齢者や障害者の体育館利用時と防災の拠点としても必要である。積極的に活用すべく機能として盛り込むべきである。

委員：健康増進、交流の場の機能として盛り込めばよいと考える。ランニングコストが懸念するのであれば費用徴収を導入する等、市負担軽減の仕組みを構築すればよい。38頁の建設場所であるが、高齢者や障害者が利用するにあたり入口から近い方がよい。候補地Cはどうか。建設時、分館は取り壊す必要性はあるが、いずれ取り壊すのであれば、後先の違いと考える。

会長：候補地Cは動線としては優れている。

委員：候補地Aは公園の横に入口があり、歩行者や自転車程度であれば通行可能である。

委員：公園横入口は、健常者にとってはよいが、車いすの通行が困難。障害者等は、電車・バス等の利用によりターミナルから来館されることが多いと思われる。また、敷地の南西の市道は、歩道と車道が区分けされていない箇所もある。

委員：工事期間中の現施設の継続利用も重要ポイントであり、障害児が場所の変更に対応できないことから分館のパピースクールが他所で実施可能かという点も考慮すべ

きでは。

事務局：分館はパピースクール以外にも稼働率が高い。第一優先は跡地利用を考慮して敷地内の端に建設することであるが、次には各館の利用率を考慮し、これらの機能を極力低下させないことである。新センターは大規模複合施設であり、1階の面積が大きくなるため、候補地Cでは分館の取り壊しは必須となる。また、工事中の安全面も懸念される。

会 長：候補地Aが現実的である。ただし、入口を駅側近くに設置するなど、動線の検討は必要である。

委 員：娯楽室の在り方について、過去に生涯学習との整合性について指摘されたが、生涯学習計画も考慮して、福祉センターの娯楽室は、高齢者・障害者の生涯学習の場として位置づけをしてはどうか。なお、特定の団体が占有すること避けるべきである。

事務局：生涯学習部門は公民館や市民センターなどの他施設がある。福祉センターにおける活動は、障害者・高齢者に特化した福祉部門における生きがいづくり目的の活動であり、生涯学習のそれとは似て非なるものである。

委 員：生涯学習の会議において、施設単位で同様の活動が行われている点について疑問視されており、庁内で概念的に統一を図るべきという考えに至った。

事務局：当該問題は、ファシリティマネジメントの担当部局と担当課で調整を図っている。

会 長：行政のセクションにおける生涯学習と、広義の学習とは意味が異なる。行政には生涯学習専門のセクションがあり、生涯学習の在り方について検討している。現段階で福祉活動と生涯学習活動の連携を検討することは、計画策定の停滞に至る。

委 員：福祉センター的には『教養・娯楽』の方が馴染みやすいと感じる。

委 員：現施設のヘルストロン、囲碁・将棋、陶芸室のような特化した利用は極力無いように配慮していただきたい。

なお、32頁記載の「屋上緑化の検討」は、雨漏り等施設の管理に支障があると考えため壁面緑化を検討していただきたい。

34頁の情報提供・発信は、インターネットの整備と情報の収集と提供・発信の循環を十分に検討していただきたい。

委 員：図書は、点字、録音、拡大写本という認識でよいか。

事務局：現在、ボランティアが作成している録音図書等を考えている。ただし、貸し出し機能は図書館に移行しているため閲覧のみである。

委 員：28・29頁、地域福祉推進の拠点、市民活動推進の拠点、災害時の防災拠点というように分けて表記する必要があるか。

会 長：市民活動推進の拠点であれば、市民活動サポートセンターの運営であり、機能の違いがあるため一括りにして表記すると誤解を生む可能性がある。

なお、現在のボランティアセンターはどのような表記か。

委 員：「岸和田市ボランティアセンター」である。

- 会 長：ボランティアセンターは市民活動サポートセンターに包含されるのか、または並行して運用するのか。
- 委 員：市民活動サポートセンターについては市が設置すべく協議中であるが、運営方法については確定していない。まずは機能を位置づけることが必要である。
- 委 員：31頁の社会福祉協議会とは現在の福祉センター内にある社会福祉協議会を指すのか。それとも、新たに公募される団体を指すのか。
- 事務局：現在は、指定管理者として社協が施設管理と地域福祉事業を担っている。事業の運営には館の運用が密接しており、館の管理と事業を区分けすることは困難であって新センターにおける運用も現在の社協を想定している。
- ただし、指定管理者公募という案もあり、管理主体が代わることも想定しなければならぬ。そのため、社協事務所と線引きした管理室の設置にも触れている。
- 会 長：社協機能は必要であるが、センターの管理運営を行う主体は不確定か。
- 事務局：事業と館の管理運営を切り離せない部分もあり、非公募を想定しているが、他の施設との整合性もあり、募集形態については今後十分に検討する。
- 委 員：現在の岸和田市社会福祉協議会は、新センター内にあるというイメージでよいか。
- 会 長：お見込みのとおりである。ただし、他市で指定管理の連携で管理者が別におり、社協が中にいるといった事例もあるように、事業と管理を一緒にするかは政策的な判断に委ねられることとなる。
- 委 員：前回の素案で総合相談機能は1階に設置と記載されていたが、今回の素案では2階以上の設置となっている。上層階であれば相談を躊躇する利用者もおり、窓口を1階に設けた方が相談件数増加につながった事例もあるため、低階層設置が好ましいと考える。福祉センターは利用者が多く、計画にも総合相談をメインに掲げているためよく検討して欲しい。
- 会 長：総合相談の窓口は、各事業（機能）につなぐ足がかりとして重要であるため、低階層に配置すべき点は重視すべきである。
- 事務局：敷地面積に限りがあるため、1階には必置施設を最優先で配置するという考えであり、それ以外の施設については2階以上でも設置可能という表記である。なお、地域包括支援センターの総合相談には相談室を含んでいる。
- 委 員：サンアビリティーズの文化棟の利用振り替えについて33頁で触れているが、体育棟についてはどのように考えているか。
- 事務局：車いすバスケット等で利用している体育棟については他の諸室に利用を振り替えできないため専用の体育館を設ける。文化棟の利用については、福祉センターの各諸室の稼働率を検証した上で統合可能と考えている。
- 委 員：新福祉センターがオープンした後、現在のサンアビリティーズの利用はどのように考えているのか。
- 事務局：福祉機能の集約を進めたあとは、機能は廃止となる。その後の建物の利用方法は、

今のところ未定である。

委員：現在のサンアビリティーズ利用団体のニーズは多いが、その点についてはどのように考えているのか。

事務局：ファシリティマネジメントの考えで集約した以上、同様の機能を持つ施設は複数保持できないことをご理解いただくこととなる。機能集約後の施設の活用については今後検討していく。

委員：別の場所に建設する計画はないのか。

事務局：今のところ計画はない。

委員：体育館を上層階に設置した場合、利用騒音が下の階の利用に影響し、体育館の利用制限につながることはないのか。

事務局：東岸和田市民センターは上層階に体育館があっても支障をきたしておらず、小学校でも体育館が上層にある学校もあり、技術的にクリアー可能であって問題ないと考えている。先にも説明したが、1階のスペースには限りがあるため、体育館は上層階に設置したいと考えている。

委員：会議利用等、他の諸室の利用に支障がないように検討していただきたい。

事務局：各諸室が、他の諸室の影響を受けずに独立して使用できるよう工夫していきたい。

委員：上層階であれば移動に支障をきたすということも含めて検討していただきたい。

委員：体育課の下が駐車場であれば騒音は問題にならないと考える。ただ、前回の計画案のイメージ図では3階に体育館を設置すると屋根を含めて5階建てになるイメージであり、候補地Aの北側に体育館を設置すると、環境に適したものになるか憂慮する点がある。

事務局：前回のイメージ図は廃案である。

委員：ファシリティマネジメントの考えも理解できるが、障害者団体の視点から考えサンアビリティーズは公共施設として大きな役割を果たしているため可能な限り残してほしい。

新センターは福祉避難所の役割も果たすことになるが、今後庁舎が移転してきた際、相当な人が集まることも想定され、知的障害者や自閉症の者に限っては、避難所は人が込み合っていない場所がよいと考えるため、サンアビリティーズの活用性は高く、存続について一緒に考えたい。

会長：福祉総合センターとサンアビリティーズの位置が離れていることから利便性も含めて慎重に検討してもらいたい。

委員：サンアビリティーズの方向性を示す計画は未定であるのか。

事務局：28年度中に新センターを竣工させるまで取り壊すことはなく、それ以後の活用については検討する時期等は未定である。

会長：28年度中の竣工が可能かという意見もあったので、事務局からスケジュールについて説明してもらいたい。

(2) 今後のスケジュールについて

基本計画策定後の予定及び次回の審議会開催は3月下旬予定である旨事務局より説明

副会長：これまでの説明では、施設の規模的なものが一切わからない。設計の前に施設規模の素案を作成しないのか。

事務局：プロポーザルで設計業者を募集する際に、基本計画と施設規模等の条件をまとめたものを提示する。最初は概略設計により全体の概要を決めていきながら実施設計を進めていく予定であり、行き来する点はあるが、概要が固まれば施設詳細はおのずと固まっていくと考えている。

副会長：設計変更が可能な段階で委員の意見も取り入れていただきたい。

事務局：施設概要等、全体像を示すことができる段階で審議の場を持ちたいと考えている。また、関係者等にも説明を行う予定である。

副会長：28年度竣工とは、4月、5月に開設することが一般的な考えであるため、早期に進めていただきたい。なお、工事は単年度で行うのか。

事務局：工事は年度を繰り越して行うことになる。28年度のいつごろに開設するかについては、施設内の設備・備品等の配置にも時間を要することから工期も含めて十分に検討したい。

会 長：今回の意見を踏まえ、地元説明や庁内調整を経て、3月下旬に再度審議会を開催し、基本計画を確定する予定である。

本日はどうもありがとうございました。

事務局：次回も案内等は事前にさせていただきますので、よろしく申し上げます。

本日はご出席いただき、また貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

以上